

労務 ROAD

～大阪府歯科医師国民健康保険組合～

令和6年度国民健康保険料について（改定）

大阪府歯科医師国保の保険料について、令和6年4月保険料(5月控除分)からは下記の保険料が適用となりますので、お知らせいたします。

	令和6年4月保険料～ (5月控除分より変更)	↑ : 引き上げ	令和6年 3月保険料まで
甲種組合員(管理)	33,100円 (38,800円)	↑	32,700円 (38,100円)
甲種組合員(勤務)	28,100円 (33,800円)	↑	27,700円 (33,100円)
後期高齢組合員	200円	—	200円
甲種組合員の家族	13,300円 (19,000円)	↑	12,900円 (18,300円)
乙種組合員第1	22,600円 (28,300円)	↑	22,200円 (27,600円)
乙種組合員第2	19,800円 (25,500円)	↑	19,400円 (24,800円)
乙種組合員の家族	13,300円 (19,000円)	↑	12,900円 (18,300円)
★減額申請により適用 甲種組合員(管理のみ)	減額①……22,700円 (28,400円)	↑	減額①……22,300円 (27,700円)
	減額②……26,100円 (31,800円)		減額②……25,700円 (31,100円)
介護保険料	5,700円	↑	5,400円

※ () 内の金額は、介護保険第2号被保険者*の保険料です。

*介護保険第2号被保険者・・・40歳誕生日の前日から65歳誕生日の前々日まで

※保険料減額申請について

減額①……前年分の総収入が600万円以下で、総所得が300万円以下

減額②……前年分の総収入が600万円を超え1,100万円以下で、総所得が300万円以下

→保険料減額は、申請月からの適用となり、遡ることはできません。

～大阪府歯科医師国民健康保険組合～

産前産後期間(4ヶ月分)の国民健康保険料が免除されます

対象者・手続き・免除内容について

●令和5年11月1日以降に出産された被保険者の方が対象。

妊娠85日以上の出産が対象(死産・流産・早産、人工妊娠中絶含む)

●組合から該当者へ届出用紙が送付されます。(直接支払制度利用者)

直接支払制度を利用しない方は、「出産育児一時金」の申請時に送付されます。

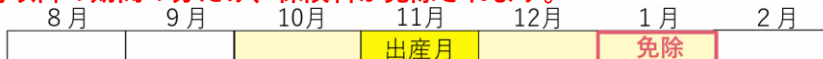
●出産月の前月から出産月の翌々月まで保険料が免除されます。



(多胎妊娠の場合は出産月の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。)

●法律の施行が令和6年1月のため、令和5年度に限り、

令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が免除されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月分の保険料のみが免除されます。

令和6年1月より前の期間については免除の対象とはなりません。

●免除期間終了後、対象期間の保険料が還付されます。

【大阪府歯科医師国民健康保険組合より】

VOL.900

(2404-3)



〒541-0054

大阪市中央区南本町

2-6-12

サンマリオンタワー16F

TEL:06-6224-0264

FAX:06-6224-0265

H P: <https://k-s-j.net/>

編集: 君野・池上・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで!

2月に1週間のお休みを頂戴し、結婚4年目にして新婚旅行に行ってきました(新婚でも無いのに新婚旅行と銘打つと様々な罪悪感が薄れます笑)。

場所は念願のモルディブ。海好きなので毎日シュノーケルが出来たことは勿論最高でしたが、一周徒歩15分程の小さな島で時間も他人も気にせず過ごし、好きな時にしたい事が出来る、本当の非日常体験が出来たことが一番の思い出となりました。

ただ、これを機に旅行欲求は収まると思っていたのですが、より高まっていることだけが想定外

です…。

(杉島)



4月労務スケジュール

- ・新入社員 入社手続き
- ・昇給に伴う給与計算の基礎金額切り替えなど